



東温環第1260号
平成29年12月22日

一般廃棄物収集運搬業許可の取り扱いについて

東温市長 加藤 章



廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号。以下「法」という。）第7条に基づく一般廃棄物収集運搬業（し尿に係るものを除く。以下同じ。）の許可について、平成30年1月1日から以下のとおり取り扱うこととしますので、周知いたします。

1. 方針を策定する趣旨及び目的

（1）方針策定の趣旨

本市のごみ処理計画量は、近年約3万t前後で横ばい傾向にあり、将来的には減少していく計画となっております。その一方で、一般廃棄物収集運搬業者の収集運搬能力は、約25万tあり、計画量の約8倍の状況となっています。

市には、一般廃棄物の処理を行う責任があり、その業務を補完する役割として、一般廃棄物収集運搬業を許可していますが、一般廃棄物収集運搬業者（し尿に係るものを除く。以下同じ。）が増加し、競争が激化した場合、経営基盤の弱体化を招き、安定的な一般廃棄物の処理を確保できなくなることが懸念されます。

このため、新規の一般廃棄物収集運搬業の許可を制限することにより、本市のごみ発生量に応じた適正な業者数への移行を図るものです。

なお、市町村以外の者により一般廃棄物の処理が行われる場合の考え方として、環境省通知（平成26年10月8日環廃対発第1410081号）では、「一般廃棄物の適正な処理の継続的かつ安定的な実施が確保されるよう、業の許可の運用を行うことが重要である」と示されていることも踏まえ、以下（2）のとおり運用を行います。

（2）具体的対応

平成30年1月1日以降における、一般廃棄物収集運搬業の新規許可は原則として行いません。ただし、市長が、一般廃棄物収集運搬業の需給の均衡による影響等を考慮して、必要と認める場合（本市及び本市が許可した一般廃棄物収集運搬業者等のみでは、東温市一般廃棄物処理実施計画を適正に履行できない等の事情により、一般廃棄物収集運搬業の新規許可が必要な場合等）に限り新規許可を行います。

※平成29年12月31日時点で東温市一般廃棄物収集運搬業の許可を有している場合、又は更新申請中の場合は従前のとおりであり、手続き等に変更点はありません。

2. 方針策定の根拠となる法令等

法第7条第5項

環境省通知（平成26年10月8日環廃対発第1410081号）